

備前市が行う 高齢者福祉サービス

お問い合わせ先:介護福祉課 長寿福祉係

住宅改造助成

手すりの取付けやトイレの改修など高齢者向け住宅改修の助成を行います。介護保険サービスの利用(P11参照)が優先となります。

対象者

要介護認定で要支援1・2または要介護1～5に認定された人で、介護保険料の段階が1～5段階までの人

助成内容

40万円(介護保険の給付対象額を除く)までの工事で、費用の2/3が助成金として支給されます。支給上限額は266,000円です。

救急医療情報キット配布(地域福祉係)

救急時に必要な情報を専用器に入れ保管しておき、救急活動に活用します。市内在住の65歳以上の高齢者世帯(日中高齢者だけになる世帯も含む)を対象とし、希望者に「救急医療情報キット」を配布します。

日常生活用具給付

住民税非課税などのひとり暮らしの高齢者や要介護高齢者を対象に日常生活用具(補聴器、手押車、杖、シニアカー等)を給付することにより生活支援を図ります。

長寿祝金の給付

本市に1年以上居住する満100歳を迎えられた高齢者に祝金(10万円)を給付します。



シルバーカード

美術館・博物館や公園施設等で優遇措置(施設により受けられない場合あり)を受けることができるよう、申請していただいた65歳以上の高齢者にシルバーカードを交付します。

養護老人ホームへの入所

低所得で身寄りがないなど、居宅での生活が困難な高齢者に養護老人ホームにおいて生活の場を提供します。(本人及び扶養義務者の課税状況その他により入所判定され、収入等に応じ自己負担あり)

避難行動要支援者名簿への登録

災害発生時、家族などの支援が十分に受けられず何らかの助けを必要とする方が申請により登録するものです。地域の避難支援等関係者が避難行動要支援者を把握しておき、地域の助け合いによって少しでも被害を減らすことを目的としています。一人暮らしの高齢者、要介護認定を受けている方、その他自ら避難することが困難な方が対象です。

〒705-8602 岡山県備前市東片上126 備前市保健福祉部 介護福祉課

●介護保険係

電話 (0869) 64-1828
FAX (0869) 64-1847

●長寿福祉係

電話 (0869) 64-1875
FAX (0869) 64-1847

●地域包括支援センター

電話 (0869) 64-1844
FAX (0869) 64-1847

■東サブセンター(日生総合支所内)

電話 (0869) 72-1240
FAX (0869) 72-1425

■北サブセンター(総合保健施設(吉永病院)内)

電話 (0869) 84-9114
FAX (0869) 84-9595

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です



もくじ

P.2 ■しくみと加入者

P.4 ■サービス利用の手順

P.6 ■費用の支払い

P.8 ■介護保険サービスの種類と費用

- ①自宅を中心に利用するサービス ——— P.8
- ②介護保険施設で受けるサービス ——— P.12
- ③生活環境を整えるサービス ——— P.13

P.14 ■地域支援事業(総合事業)・任意事業

P.16 ■備前市独自サービス

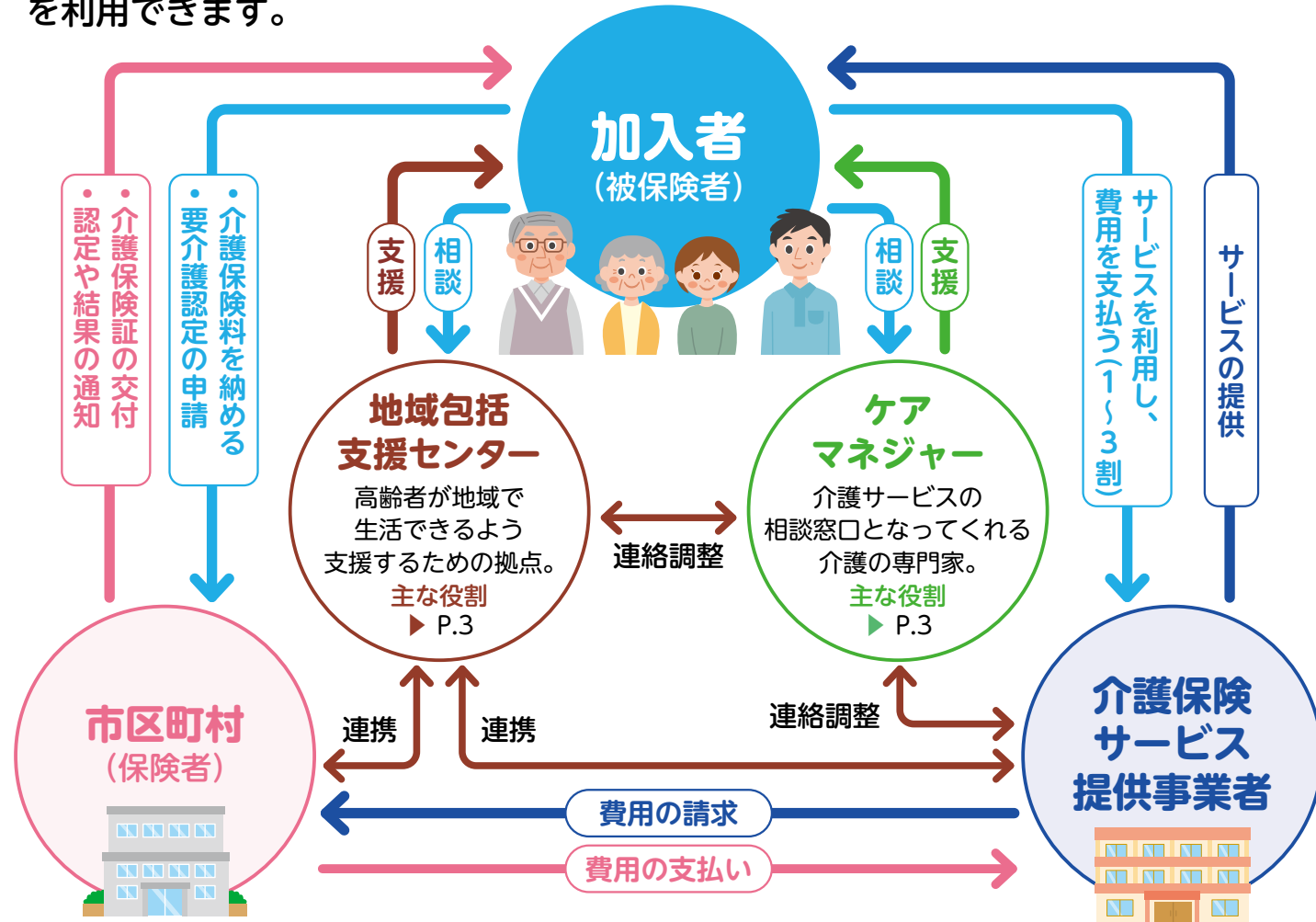
令和6年4月
制度改正対応版

わかりやすい
利用の手引き



備前市

介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。市区町村が運営し、40歳以上のすべての方が加入して保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部（1～3割）を負担することで介護保険サービスを利用できます。



●加入者（被保険者）は年齢により2つに分けられます

65歳以上の方
(第1号被保険者)



【介護保険を利用できる方】

「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定)を受けた方。

(▶ 要介護認定 5 ページ)

※65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。
ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、市区町村へ届け出をお願いします。

40～64歳の方
(第2号被保険者)



【介護保険を利用できる方】

介護保険の対象となる病気※が原因で「要介護認定」を受けた方。

交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外です。

※介護保険の対象となる病気（特定疾病）には、下記の16種類が指定されています。

40～64歳の方が介護保険を利用するときに対象となる病気（特定疾病）

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- | | | | |
|--------------------------|---|--------------------------------|--|
| かんせつ
関節リウマチ | きん い しょくせいそくさくこう か しょう
●筋萎縮性側索硬化症 | ちゅうじゅうじんだいこつ か しょう
●後縦靱帯骨化症 | こっせつ こつ そ しょう
●骨折を伴う骨粗しょう症 |
| しやうき
初老期における認知症 | にん じん じん しょう
●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 | せきずいしやうのうへんせいしやう
●脊髓小脳変性症 | |
| せきちやうかんさうさくしやう
脊柱管狭窄症 | せうろうよう
●早老症 | た けいとう い しょくしやう
●多系統萎縮症 | とうにやぶせいしんしんしやう とうにやぶせいしんしんしやう
●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 |
| のけつかんしつかん
脳血管疾患 | へいそくせいしんがくこう か しょう
●閉塞性動脈硬化症 | まんせきせいしんがくしんしつかん
●慢性閉塞性肺疾患 | りようそく しんがくしん せつ かんせつ へんけい
●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |

介護保険証

(介護保険被保険者証)

要介護認定を申請するときや介護保険のサービスを受けるときなどに介護保険証が必要になります。

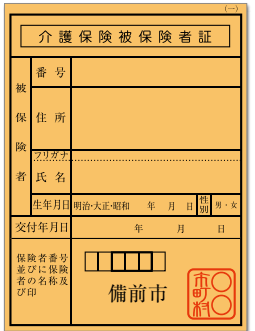
大切に保管しましょう。

交付対象者

- **65歳以上の方** ・1人に1枚交付されます。
・65歳になる月（誕生日が1日の方は前月）に交付されます。
- **40～64歳の方** ・要介護認定を受けた方に交付されます。

必要なとき

- ・要介護認定の申請をするとき（65歳以上の方）
 - ・ケアプランを作成するとき
 - ・介護保険サービスを利用するとき など
- 【有効期限】介護度や更新時期により異なります。



負担割合証

(介護保険負担割合証)

介護保険サービス等を利用するときの負担割合(1～3割)が記載されています。

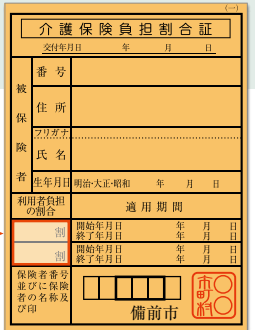
大切に
保管しま
しょう。

交付対象者

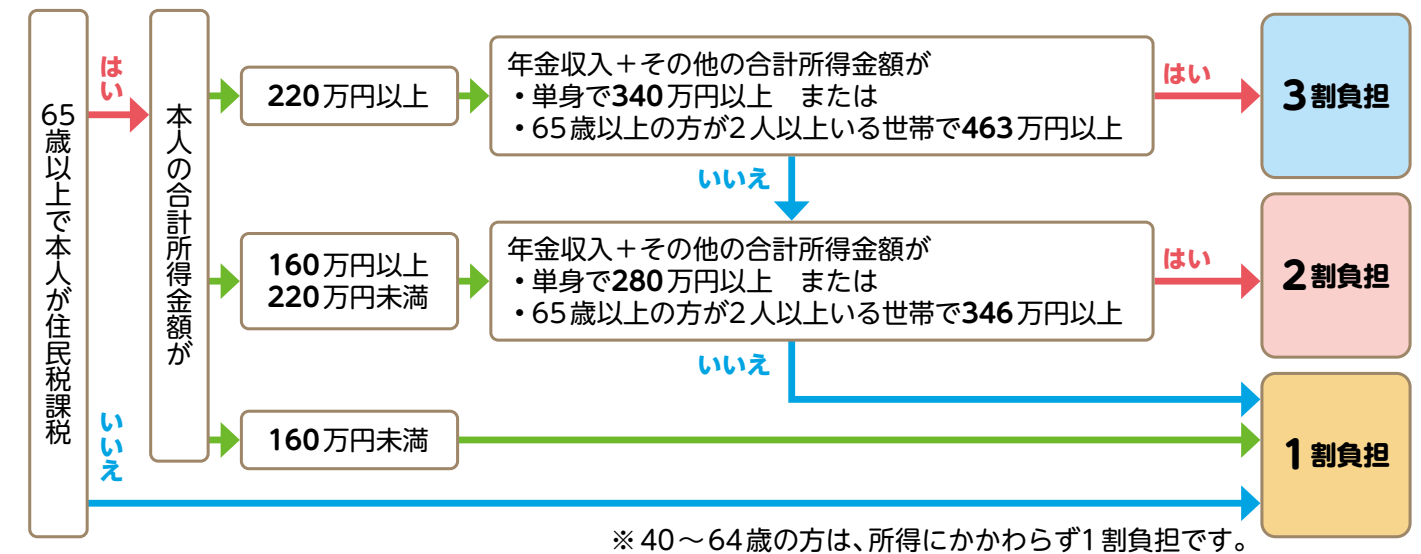
要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者に交付されます。

必要なとき

介護保険サービスを利用するとき
【有効期限】1年間(8月1日～翌年7月31日)



■介護保険サービスの自己負担割合と判定基準



「地域包括支援センター」とは？

地域でくらす高齢の皆さんを介護、福祉、医療、健康など様々な面から総合的に支援する総合相談窓口です。

【主にどんなことをするの？】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

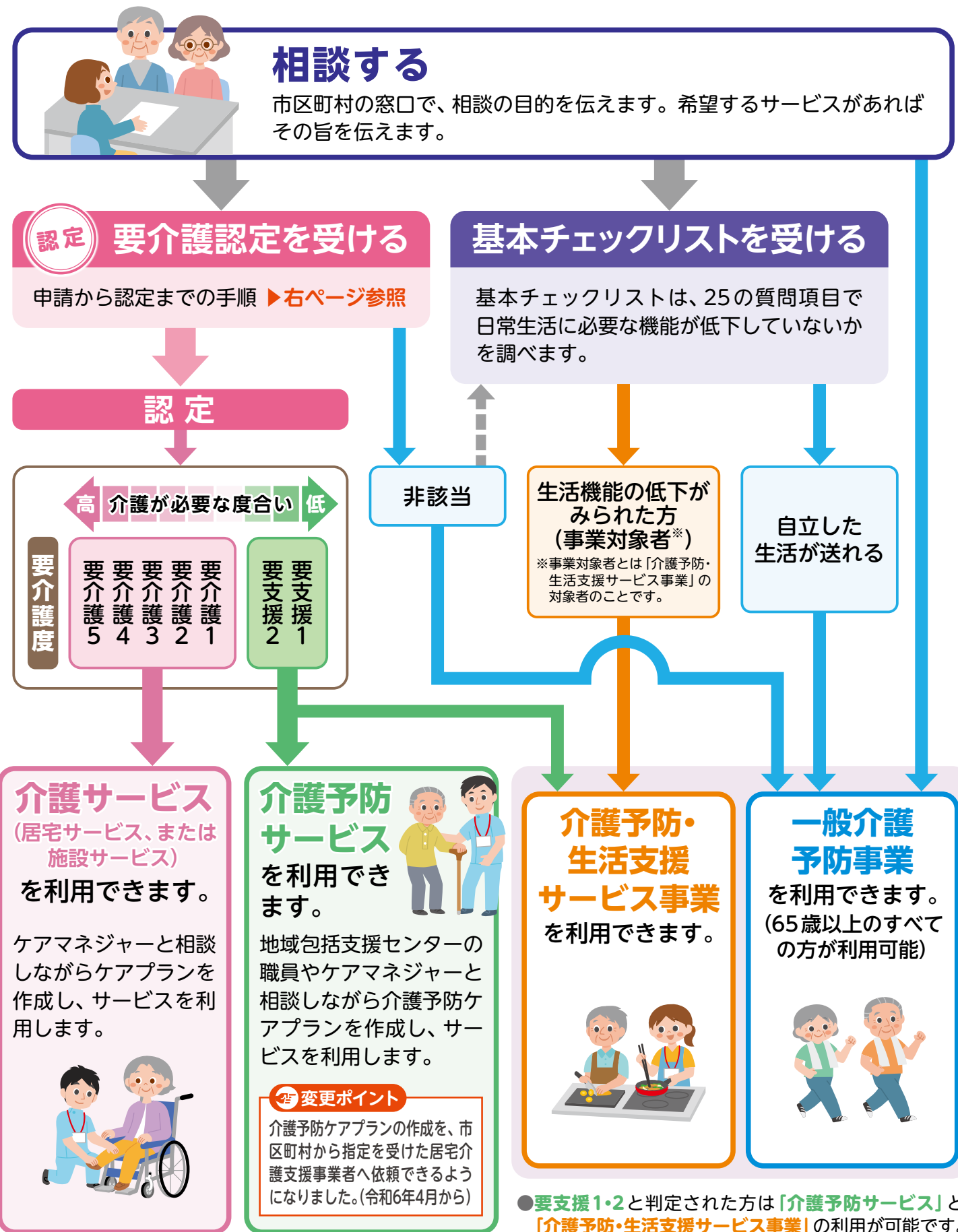
地域包括支援センターのスタッフは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士等を中心に構成されています。



介護サービス 利用の流れ

病気や体の衰えなどにより介護や支援が必要になったら、介護保険サービスの利用を検討しましょう。必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。

サービス利用の手順



認定

要介護認定の手順

介護保険サービスを利用するときは「要介護認定」を受ける必要があります。

要介護認定の申請

申請の窓口は市区町村の介護保険担当課です。
申請は、本人のほか家族でもできます。
次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含みます)



- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設

申請に必要なもの

- ✓ 申請書 市の窓口にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。
- ✓ 介護保険証
- ✓ 健康保険の保険証
- ✓ マイナンバーと身元確認書類

※家族が代行申請の場合は、本人の印鑑が必要です。(認印可)

要介護認定(調査～判定)

申請をすると、訪問調査(市区町村の担当者などが自宅などを訪問して心身の状態を聞き取る)が行われます。
その後、主治医の意見書なども参考に公平な審査・判定が行われます。



認定

介護や支援が必要な度合いによって「要介護度」(要介護1～5、または要支援1・2)が決まります。
要介護度によって利用できるサービスなどが異なります。

非該当

要介護・要支援が該当しなかった人です。介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する場合は、基本チェックリストを受けます。

「ケアマネジャー」とはどんな人?

介護サービスを利用する方の相談・窓口役です。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。



サービス利用の手順

自己負担限度額と負担の軽減

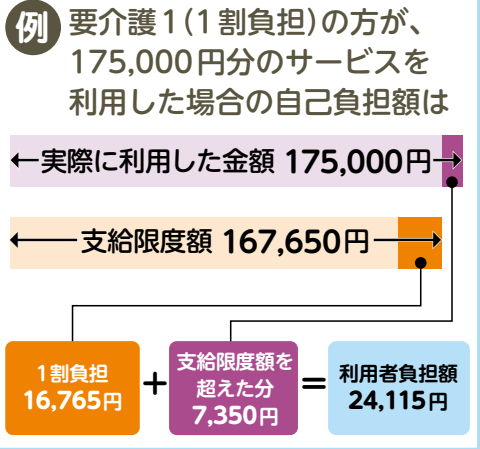
介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には、負担を軽減するしくみもあります。

●介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険のサービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限（支給限度額）が設けられています（下表）。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■介護保険サービスの支給限度額（1カ月）のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護 1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護 2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護 3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護 4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護 5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円



○上記金額は、標準地域の金額です。実際の支給限度額は、住んでいる地域や利用したサービスにより異なります。

■支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具購入
- 居宅介護住宅改修
- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※ 介護予防サービスについても同様です。

●自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（1～3割）の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は、含まれません。

自己負担の限度額（月額）

区分	限度額
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の方	140,100円（世帯）
課税所得380万円以上690万円未満（年収約770万円以上約1,160万円未満）の方	93,000円（世帯）
住民税課税世帯で課税所得380万円（年収約770万円）未満の方	44,400円（世帯）
世帯全員が住民税非課税	24,600円（世帯）
・老齢福祉年金受給者の方	24,600円（世帯）
・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方等	15,000円（個人）
生活保護受給者の方等	15,000円（個人）

●施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分（1～3割）に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

施設サービス費の1～3割 + 居住費（滞在費） + 食費 + 日常生活費（理美容代など） = 自己負担

●所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	所得の状況※1	預貯金等の資産※2の状況	居住費（滞在費）				食費
			ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	施設
令和6年7月まで	生活保護受給者の方等	要件なし	820円	490円	490円（320円）	0円	300円
	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者の方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	820円	490円	490円（320円）	0円	300円
	2 前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	820円	490円	490円（420円）	370円	390円 [600円]
	3-① 前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円（820円）	370円	650円 [1,000円]
3-②	前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円（820円）	370円	1,360円 [1,300円]

令和6年8月から	1	生活保護受給者の方等	要件なし	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
		世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下					
	2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 [600円]
	3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 [1,000円]
	3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 [1,300円]

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。
（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
※1 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外）の所得も判断材料とします。
※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。
※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下であれば支給対象となります。
不正があった場合には、ペナルティ（加算金）を設けます。

●介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額を年間（8月～翌年7月）を合算し限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。（高額医療・高額介護合算制度）

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給されません。

介護保険サービスの種類と費用

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」があります。また、事業所のある市区町村にお住まいの方のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。

① 自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に利用するサービス（居宅サービス）には、訪問をしてもらうサービスや施設に通うサービスなど、さまざまな種類があります。

介護保険サービスの種類と費用

ケアプランを作成する

介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

要介護1～5 居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。



要支援1・2 介護予防支援

地域包括支援センターの職員やケアマネジャーに改善と自立を目指した介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。



変更ポイント

介護予防ケアプランの作成を、市区町村から指定を受けた居宅介護支援事業者へ依頼できるようになりました。（令和6年4月から）

ケアプランの作成および相談は**無料**です。（全額を介護保険で負担します）

日常生活の手助けを受ける

要介護1～5 訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。



〈身体介護〉

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシーツの交換 など

〈生活援助〉

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理 など

自己負担（1割）のめやす

身体介護中心	20分～30分未満	244円
生活援助中心	20分～45分未満	179円

※ 早朝・夜間・深夜などの加算があります。

ご注意ください！ 本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、**サービスの対象外**です。

自宅で入浴の介助を受ける

要介護1～5 要支援1・2 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。



自己負担（1割）のめやす

1回	要支援 1・2	856円
	要介護 1～5	1,266円

各サービスの種類の見方

利用できる要介護度を示します。

このマークは原則として事業所のある市区町村の住民だけが利用できる「地域密着型サービス」であることを表します。サービスの種類などは市区町村によって異なります。

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

要介護1～5 要支援1・2 地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



1カ月あたりの自己負担（1割）のめやす

要支援 1	3,450円	要介護 1	10,458円
要支援 2	6,972円	要介護 5	27,209円

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。実際の自己負担は所得などの状況により1割、2割、3割のいずれかです。（▶負担割合については、P.3）
※ 自己負担のめやすは標準的な地域のもので、実際の費用は、利用する事業者の所在地やサービスの内容、加算項目などにより異なります。また、食費、日常生活費などが別途負担となることがあります。
※ 自己負担のめやすは令和6年1月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。



自宅を訪問してもらう

自宅で看護を受ける

要介護1～5 要支援1・2

訪問看護（介護予防訪問看護）

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴などの管理をしてもらいます。



自己負担（1割）のめやす
【30分～1時間未満の場合】

病院・診療所から		令和6年5月まで		令和6年6月から	
		要支援 1・2	要介護 1～5	要支援 1・2	要介護 1～5
訪問看護ステーションから	要支援 1・2	552円	573円	553円	574円
	要介護 1～5	792円	821円	794円	823円

自宅でリハビリをする

要介護1～5 要支援1・2

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。



自己負担（1割）のめやす

1回		令和6年5月まで		令和6年6月から	
		要支援 1・2	要介護 1～5	要支援 1・2	要介護 1～5
	要支援 1・2	307円	307円	298円	308円
	要介護 1～5	307円	307円	308円	308円

お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

要介護1～5 要支援1・2

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

自己負担（1割）のめやす
【単一建物居住者1人に対して行う場合】

薬局の薬剤師の場合（月4回まで）		令和6年5月まで		令和6年6月から	
		要支援 1・2	要介護 1～5	要支援 1・2	要介護 1～5
歯科衛生士等の場合（月4回まで）	要支援 1・2	517円	517円	518円	518円
	要介護 1～5	361円	361円	362円	362円

介護保険サービスの種類と費用

施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護1～5

通所介護【デイサービス】

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1～5	658円～1,148円
---------	-------------

小規模な施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護1～5

地域密着型サービス

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす【7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1～5	753円～1,312円
---------	-------------

施設に通ってリハビリをする

要介護1～5

要支援1・2

通所リハビリテーション【デイケア】

(介護予防通所リハビリテーション)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

令和6年5月まで 令和6年6月から

要支援 1	2,053円	2,268円
要支援 2	3,999円	4,228円

自己負担(1割)のめやす【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

令和6年5月まで 令和6年6月から

要介護 1～5	757円～1,369円	762円～1,379円
---------	-------------	-------------

自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

要介護1～5

要支援1・2

短期入所生活介護【ショートステイ】

(介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【併設型の施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援 1	529円	451円	451円
要支援 2	656円	561円	561円
要介護 1～5	704円～987円	603円～884円	603円～884円

医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護1～5

要支援1・2

短期入所療養介護

【医療型ショートステイ】

(介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【介護老人保健施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援 1	624円	579円	613円
要支援 2	789円	726円	774円
要介護 1～5	836円～1,056円	753円～971円	830円～1,052円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

要介護1～5

要支援1・2

地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	3,450円	要介護 1	10,458円
要支援 2	6,972円	要介護 5	27,209円

認知症の方が施設で共同生活を送る

要介護1～5

要支援2

地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護【グループホーム】

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【2ユニットの事業所の場合】

要支援 2	749円	要介護 1～5	753円～845円
-------	------	---------	-----------

地域の小規模な介護老人福祉施設で介護サービスを受ける

要介護3～5

地域密着型サービス

地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【ユニット型個室・ユニット型個室的多床室の場合】

要介護 3～5	828円～971円
---------	-----------

※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

有料老人ホームなどに入居している方が介護サービスを受ける

要介護1～5

要支援1・2

特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【包括型(一般型)の場合】

要支援 1	183円	要介護 1～5	542円～813円
要支援 2	313円		

自己負担は1～3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

②介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」といいます。
入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。

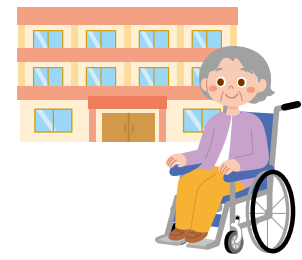
介護保険施設に移り住む

生活介護が中心の施設

要介護3～5

介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設。



1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護3	約24,450円	約21,960円	約21,960円
要介護5	約28,650円	約26,130円	約26,130円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方。

介護やリハビリが中心の施設

要介護1～5

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設。



1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【基本型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	約24,060円	約21,510円	約23,790円
要介護5	約30,540円	約27,960円	約30,360円

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

③生活環境を整えるサービス

福祉用具を借りることや購入することも費用の1～3割を支払うことでできます。福祉用具を使うことで自立した生活ができる上、介護する側の負担も軽くなります。
福祉用具を選ぶときや住宅を改修するときは、専門家によく相談しましょう。

生活する環境を整える

自立した生活を送るための福祉用具を借りる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の品目が貸し出しの対象となります。要介護度によって利用できる用具が異なります。

- = 利用できる。
- × = 原則として利用できない。
- ▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具	×	○	○
・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト			
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。
適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。
・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。
※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
・事業者には、貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示すことや、全国平均価格とその事業者の価格を説明することが義務付けられています。
一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。(令和6年4月から) 変更ポイント
固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

福祉用具を買う

要介護1～5 要支援1・2 特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の品目です。

- ・腰掛便座 ・自動排せつ処理装置の交換部品 ・入浴補助用具
 - ・移動用リフトのつり具の部分 ・簡易浴槽 ・排せつ予測支援機器
 - ・固定用スロープ ・歩行器(歩行車を除く)
 - ・歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)
- 貸与と購入を選択できます。

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円かかった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

●指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

安全な生活が送れるよう住宅を改修する

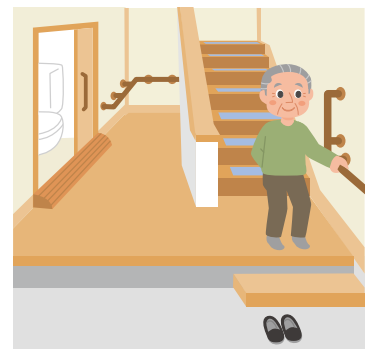
要介護1～5 要支援1・2 居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。(自己負担1～3割)

介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け ●段差や傾斜の解消 ●扉の取り替え、扉の撤去
 - 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
 - 和式から洋式への便器の取り替え
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。
●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市区町村の窓口にご相談しましょう。また、見積りは複数の業者からとりましょう。

20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が20万円かかった場合、2～6万円が自己負担です。



介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業の二つからなります。

介護予防・日常生活支援総合事業は、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを気軽に利用することができます。なるべく自宅でいきいきとした暮らしをおくるためにも積極的に利用しましょう。利用にあたっては介護保険の窓口または地域包括支援センターにご相談ください。

介護予防・生活支援サービス事業

対象者 要支援1・2 事業対象者

① 訪問型サービス

介護予防訪問サービス

専門的支援が必要な人にホームヘルパーが訪問し、身体介護（入浴の介助等）、生活援助（掃除、調理、買い物等）を利用者とともにを行います。
※短時間のサービス利用ができる場合があります。

●利用負担のめやす

標準的なサービス	287円/回
週1回程度利用	月4回を超える1,176円/月
週2回程度利用	月8回を超える2,349円/月
週3回程度利用	月12回を超える3,727円/月

※短時間サービス 163円/回（身体介護）

ささえあい訪問サービス

民間組織のボランティア等による、日常のちょっとした困り事（ゴミだし、掃除、調理、買い物等）を助け合うサービス。
〈原則1年間以内の利用〉※ただし、状態像に応じて延長可。

●利用者負担

200円/回

② 通所型サービス

介護予防デイサービス

通所介護施設で日常生活の支援や、生活行為向上のための支援を行います。

●利用負担のめやす

要支援1、事業対象者 週1回程度	436円/回 (月4回を超える1,798円/月)
要支援2 週2回程度	447円/回 (月8回を超える3,621円/月)

いきいき 生き粋はつつ教室

通所介護施設等で運動やレクリエーション等を行い、体力づくりや認知症予防に取り組む介護予防教室です。
〈原則6か月間の利用〉※ただし、状態像に応じて延長可。

●利用者負担

360円/回

筋力アップチャレンジ

運動器の機能向上プログラム等に参加することで、生活機能を回復し元気に生活するための方法を習得できる教室です。
〈原則3か月間の利用〉

●利用者負担

300円/回

★利用者負担のめやすは、サービス費用の1割を掲載しています。

一般介護予防事業

対象者 65歳以上のすべての人が対象です。

介護予防普及啓発

公民館や集会所などで介護予防に関する健康教室や講話を実施します。

地域介護予防活動支援

地域住民主体で行う高齢者のサロン「居場所づくり」の活動支援を行います。また、サロンのボランティアを対象とした研修会や交流会を行います。

介護予防体操の取り組み

地域の自治公民館等で住民の皆さんが集まり、体操、脳トレ、茶話会など地域のボランティアが主体となって活動しているサロンがたくさんあります。

地域活動へ参加したい人には活動中のサロンを紹介します。

週1回公民館等に集まり5人以上で運動に取り組む意欲のあるグループや団体へ備前市版介護予防体操「生き粋びぜん体操」の指導を行います。

※生き粋びぜん体操は筋力の向上・柔軟性の向上・バランス能力の改善の要素を組み込んだ体操です。

※公民館や集会所などへ指導者が出向き初回から4回程度の指導を行い、その後は体操DVDの媒体を無料配布し自主的な活動ができるように支援していきます。



生き粋びぜん体操
～基礎編～



生き粋びぜん体操
～応用編～



任意事業

事業	対象者	内容
配食サービス	65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみ等の世帯で調理に不安のある人	栄養状態の改善、安否確認および孤独感の解消を図るための、民間事業者による毎日型の配食サービスです。 実施地区：全市域（諸島を除く） 利用料：1食400円～650円（事業者によって異なる） ※昼食のみの月曜日～金曜日対応
介護情報サロン（介護者の会）	在宅で介護を行っている家族、介護に関心のある人	市内の公民館等を会場に講話や情報交換等を行います。
高齢者世話付住宅事業	県営住宅シルバーハウジング入居者（県運営要綱及び市要綱に規定する者）	シルバーハウジングに生活援助員を派遣し、居住している高齢者に対し相談・安否確認・緊急時の対応等を行います。